⑷　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合　51単位
⑸　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合　73単位

ロ　就労継続期間が12月以上24月未満の者
⑴　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の５以上100分の15未満の場合　13単位
⑵　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合　21単位
⑶　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合　31単位
⑷　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合　44単位
⑸　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合　63単位

ハ　就労継続期間が24月以上36月未満の者
⑴　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の５以上100分の15未満の場合　11単位
⑵　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合　17単位
⑶　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合　26単位
⑷　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合　37単位
⑸　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合　53単位

注　指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（第13の１の注２に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）、指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとの⑴から⑸までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、平成30年９月30日までの間、１日につきイからハまでの所定単位数を加算する。ただし、第14の２の１の就労定着支援サービス費を算定している場合は、算定しない。

４～６　（略）

７　食事提供体制加算　30単位

注　低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、１日につき所定単位数を加算する。

⑷　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合　102単位
⑸　利用定員のうち就労継続期間が６月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合　146単位

ロ　就労継続期間が12月以上24月未満の者
⑴　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の５以上100分の15未満の場合　25単位
⑵　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合　41単位
⑶　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合　61単位
⑷　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合　88単位
⑸　利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合　125単位

ハ　就労継続期間が24月以上36月未満の者
⑴　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の５以上100分の15未満の場合　21単位
⑵　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合　34単位
⑶　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合　51単位
⑷　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合　73単位
⑸　利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合　105単位

注　指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（第13の１の注２又は注３に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）、指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとの⑴から⑸までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、１日につきイからハまでの所定単位数を加算する。

４～６　（略）

７　食事提供体制加算　30単位

注　低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成30年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算する。